

岡山県環境マネジメントシステム外部評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、岡山県環境マネジメントシステム外部評価委員会設置要綱（平成21年7月24日施行）に定めるもののほか、岡山県環境マネジメントシステムマニュアル（平成21年4月1日制定）第12に定める外部評価の実施方法に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語は、岡山県環境マネジメントシステムマニュアルによる用語の定義に準じるものとする。

(委員及び委員会の権限)

第3条 委員は、外部評価を行うために必要な範囲内で、環境管理責任者に対して、資料の提出や事実の説明を求めることができる。

2 委員会は、環境管理責任者から提出された資料等に基づき、専門的かつ客観的な見地から分析及び評価を行うものとする。

(委員の遵守事項)

第4条 委員は、判断及び意見の表明に当たっては、常に公平な態度を保持しなければならない。

2 委員は、外部評価で知り得た秘密にすべき情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(評価結果)

第5条 委員会は、評価を行ったときは、評価の結果を、外部評価委員会結果記録書（様式1）に記録し、環境管理責任者に提出する。

2 委員会が記録する評価の結果には、評価所見として、岡山県環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）の問題点又は継続的改善のための意見又は提言を付することができる。

(実地審査)

第6条 委員会は、事務局監査の結果等から必要に応じて所属に対して、実地に審査（以下「実地審査」という。）を行うことができる。

2 委員会が実地審査を行うときは、委員の中から専門的な知見を有する委員をもってその審査に充てる。

3 委員会は、実地審査を行ったときは、その結果を、外部評価委員会結果記録書に記録し、環境管理責任者に提出する。

4 委員会は、実地審査の結果を踏まえ、システムの問題点又は継続的改善のための意見又は提言を付することができる。

(評価結果等の反映)

第7条 環境管理責任者は、評価結果又は実地審査結果について、必要に応じ、関係部局長と協議又は調整を行った後、システムの運営及び継続的改善に反映させるよう努めなければならない。

2 環境管理責任者は、システムの運営及び継続的改善に反映させた内容について、部局長を通じ、全ての所属に周知するものとする。

(評価結果等の公開)

第8条 評価結果等の概要は、ホームページ等で広く一般に公開する。

附 則

この要領は、平成22年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式1

外部評価委員会結果記録書

年 月 日作成

| | |
|-----------|--|
| 評 価 年 月 日 | |
| 評 価 の 概 要 | |